2026年11月16日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 あ か つ き 本 社
代表者名　代表取締役社長　島 根　秀 明
（コード　８７３７　東証スタンダード）
問合せ先　経営管理部長　宮 田　康 博
（ＴＥＬ　０３－６８２１－０６０６）

株式給付信託（BBT）に係る追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付け取締役会において、下記のとおり、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）を割当先として行われるものですが、役務提供の対価として当社の監査等委員でない取締役及び当社が指定する当社子会社の取締役（監査等委員会設置会社である場合は監査等委員でない取締役とします。以下断りがない限り同じとし、以下「取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

１．本自己株式処分の概要

（１）　処分期日	2026年12月１日
（２）　処分する株式の種類及び数	普通株式354,000株
（３）　処分価額	１株につき金554円
（４）　処分総額	196,116,000円
（５）　処分予定先	当社の監査等委員でない取締役　６名　329,500株 当社が指定する当社子会社の取締役　２名　24,500株 （注１、２）
（６）　その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注１）本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために行われるものであり、役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。なお、当社が指定する当社子会社の取締役２名のうち１名は当社の取締役を兼任しております。

（注２）取締役等には、本制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式の数は、取締役等の役位及び業績達成度等により変動いたします。

２．処分の目的及び理由

当社は、2014年６月27日開催の定時株主総会の決議に基づき本制度を導入し、その後、2017年６月29日開催の定時株主総会及び2018年６月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度の一部改定について承認を得ております（本制度の概要につきましては、2018年６月13日付第68回定時株主総会招集ご通知に記載の第７号議案「監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2026年９月30日現在の発行済株式総数34,029,544株に対し1.04%（2026年９月30日現在の総議決権個数335,228個に対する割合1.06%（いずれも小数点第３位を四捨五入））となりますところ、2018年６月13日付第68回定時株主総会招集ご通知記載の第７号議案「監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日	2026年12月１日
追加信託金額	545,814,000円（注）
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数の上限	1,191,000株
株式取得方法	当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得した後、取引市場より取得
株式の取得期間	2026年12月１日から2027年６月15日（予定）まで

（注）本信託は、追加信託金額（545,814,000円）及び信託財産に属する金銭（114,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値554円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以　上